

岩手県告示第160号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営江釣子第二地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成21年2月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
北上市鳩岡崎4地割	36番1	田	田	547	312
〃	139番1	〃	〃	355	71
北上市鳩岡崎5地割	62番1	〃	〃	1,318	65
〃	104番	〃	〃	1,163	351
〃	224番	〃	〃	1,044	299
〃	270番	〃	〃	634	287
北上市鳩岡崎6地割	54番	〃	〃	674	132
〃	60番	〃	〃	555	176
〃	69番	〃	〃	1,044	77
〃	85番	〃	〃	952	63
〃	153番1	〃	〃	1,513	86
〃	155番1	〃	〃	979	53